

子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会《ニュース》

第8号 発行：京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課 / 京都市教育委員会生涯学習部家庭地域教育支援担当
23年2月 TEL：251-2380 FAX：251-2322 / TEL：251-0456 FAX：222-2061

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0_3.html

条例に盛り込むべき内容について市長へ答申

平成23年1月14日、条例制定検討委員会から門川市長に対して、「子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例(仮称)に盛り込むべき基本的事項について」の答申が提出されました。

藤岡委員長(京都産業大学学長)から、7回にわたる検討委員会で議論した条例の内容について、「行政による環境整備は当然重要だが、『公助』だけでなく、『共助』や

『自助』についても盛り込むこと」「身近でより具体的な実践目標や取組は、毎年度策定する行動指針に盛り込むこと」「緊急課題に対する規制は、子どもを取り巻く環境の変化を勘案して、施行後3年を目途に条例の見直しを行う必要があること」というポイントが説明されました。

門川市長からは、「皆様の熱い思いを受けとめ、京都の子どもを健やかに育むための条例制定を目指す」決意が述べられました。



<これまでの取組>

市民シンポジウム開催 11月29日、12月3日

条例骨子案について考える意見交流の場として、北会場と南会場で2回開催。

(11月29日：こどもみらい館・83名参加，12月3日：呉竹文化センター・41名参加)



パブリックコメント実施 11月15日～12月7日

条例骨子案について、253人の方から371件の意見をいただきました。(主な意見：裏面)

第7回 検討委員会開催 12月27日

市民シンポジウムやパブリックコメントの結果をもとに、答申案の最終まとめを行いました。

(答申の概要(条例骨子)：中面)



子どもたちの今と未来のため、社会のあらゆる場で
「子どもを共に育む京都市民憲章」を実践しましょう!



京都市印刷物 第224666号

条例骨子(答申の概要)

1 名称

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例

2 目的

憲章の実践方策等を定めることにより、憲章の実践を総合的に推進し、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築く。

3 定義

- ・ 子どもとは、おおむね18歳未満の者
- ・ 保護者とは、親権者等で、子どもを現に監護する者
- ・ 育ち学ぶ施設関係者とは、学校教育法に定める学校、児童福祉法に定める児童福祉施設等で子どもを育成する者

4 実践主体の主な責務

(1) 共通の責務

家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、憲章の実践を推進するよう努めるとともに、相互に、その果たす役割を理解し、協力し合い、及び補完し合う。

(2) 保護者の責務

子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかで心豊かに育み、子どもと共に成長していくよう努める。

(3) 地域住民の責務

その地域の子どもを見守り、保護者を支え、子どもを共に育む地域社会づくりに努める。

(4) 育ち学ぶ施設関係者の責務

施設がある地域で子どもを育む拠点として、遊びや学び、養育等を通して子どもを健やかで心豊かに育むよう努める。

(5) 事業者の責務

子どもの健やかな成長に配慮した事業活動を行い、子どもを健やかで心豊かに育む環境整備に努める。

(6) 本市の責務

子どもを共に育む社会環境の整備を推進する。

(7) 観光旅行者等の役割

市民・本市が行う憲章の実践を推進する取組に協力するよう努める。

5 憲章の実践方策

保護者、地域住民、育ち学ぶ施設関係者、事業者、本市及び観光旅行者等は、次に掲げる事項のうち、それぞれの役割に応じたものを憲章の実践に関する基本的方策として行うこととする。

- (1) 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために
- (2) 子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために
- (3) 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学ぶ取組を進めるために

- (4) 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にするために
- (5) 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために
- (6) 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先するために

6 緊急に取り組むべき実践方策

憲章の実践に関する方策のうち、次に掲げる事項を緊急の方策とする。

- (1) 子どもの命や安全を脅かす問題への対策
 - ア 児童虐待対策
 - イ いじめ対策
 - ウ 児童ポルノ対策
 - エ 薬物乱用対策
 - オ 性感染症予防
- (2) 子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善
 - ア インターネットの不適切利用対策
 - イ 電子・映像メディア依存対策

7 憲章の実践を推進する気運の醸成

- (1) 憲章の日 毎年2月5日を制定記念日と定める。
- (2) 表彰 憲章の推進に顕著な成果を収めた者等を表彰する。
- (3) 情報の発信 多様な方法により、憲章の理念の普及及び啓発を行う。

8 憲章の推進体制

- (1) 施策の実施体制の整備 憲章の実践を推進するために有効な行政体制の整備に努める。
- (2) 推進会議 憲章の実践の推進その他この条例に関する重要事項について、調査及び審議し、市長に対し意見を述べるとともに、自らも実践の推進や実践する者の支援を行うため、推進会議を置く。
- (3) 行動指針 毎年度、この条例に定める憲章の実践方策に関して行動指針を定める。

9 見直し

この条例の施行後3年を目途として、その施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、規制その他の措置を講じるものとする。

条例制定後の取組について検討委員会の意見

- 条例制定後できる限り早い時期に推進会議を設置し、より具体的な行動指針を定め、憲章の実践を着実に推進すること。
- 条例を親しみやすいものとするため、市民にわかりやすい情報発信に努めること。



答申後、市長と意見交換する検討委員ら

パブリックコメントの主な意見

条例の目的

- 子どもが安心して生活ができるよう、条例化に賛成。
- このような自然の営みを条例にすることを哀しく思う。
- 個人による自助や地域での共助は、自発的なものであり、条例で規定すべきではない。
- 規制のない条例では実効性がない。

憲章の実践方策

- 子どもをのためを思うなら、子どもの意見を聞いてほしい。
- 大人が良い手本を見せられるような社会にしないといけない。
- 子どもの育ちに加え、親の育ちも急務。
- 親の就労状況を整えることが重要。企業にも訴えかける内容が必要。
- 子どもの成長を地域で見守ることが大事。
- 人の心を弄ぶような商品の在り方に規制を。

緊急に取り組むべき実践方策

- (児童虐待対策について)地域の協力など早期発見に努めてほしい。
- (児童ポルノ対策について)京都市独自の処罰は考えられないか。
- (インターネットの不適切利用対策について)規制するだけでなく、子ども自身が自分で判断できる力が必要ではないか。
- (電子・映像メディア依存対策について)過度の規制はメディア社会についていけない。教育現場での適切な指導を優先すべき。

憲章の実践を推進する気運の醸成

- 市民の関心と理解を深めるため、憲章の日をどう生かすかが課題。
- 憲章が知られていない要因を考えて、十分な周知を。

見直し

- 条例の継続的検討・見直しは素晴らしい。
- 緊急課題は待ったなしであり、3年後の見直しでは遅い。
- 罰則や規制は、相当に時間をかけて練る必要がある。

検討委員会委員名簿

磯貝 英雄 (京都障害児者親の会協議会)	長屋 博久 (京都市小学校 PTA 連絡協議会)
今村 吉伸 (京都青年会議所)	西岡 正子 (佛教大学教育学部教授)
上野 み代子 (京都市社会福祉協議会)	西脇 悦子 (京都市地域女性連合会)
大畑 眞知子 (京都市小学校長会)	◎藤岡 一郎 (京都産業大学学長)
柏井 真理子 (京都府医師会)	藤本 明美 (京都子育てネットワーク)
川村 雅己 (京都経営者協会)	升光 泰雄 (京都市私立幼稚園協会)
小室 富美子 (京都市保護司連絡協議会)	水野 篤夫 (京都市ユースサービス協会)
柴原 雅子 (市民公募委員)	宮本 義信 (同志社女子大学生生活科学部教授)
○寺石 浩隆 (京都市立中学校 PTA 連絡協議会)	森田 眞利 (京都「おやじの会」連絡会)
徳田 敏 (京都弁護士会)	山内 五百子 (京都市保育園連盟)
○中川 一良 (京都市児童館学童連盟)	山下 早智子 (京都市民生児童委員連盟)
長浜 孝子 (市民公募委員)	山下 徹朗 (京都商工会議所)
中村 雅子 (京都市立中学校長会)	◎は委員長, ○は副委員長 以上 25 名